

# アジア・オセアニア債券オープン (毎月決算型) / (1年決算型)

愛称 **アジオセ定期便** / **アジオセ定期便(1年決算型)**

追加型投信 / 海外 / 債券



お申込みの際は必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

## 岡三証券

商号等: 岡三証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号  
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
一般社団法人日本暗号資産取引業協会

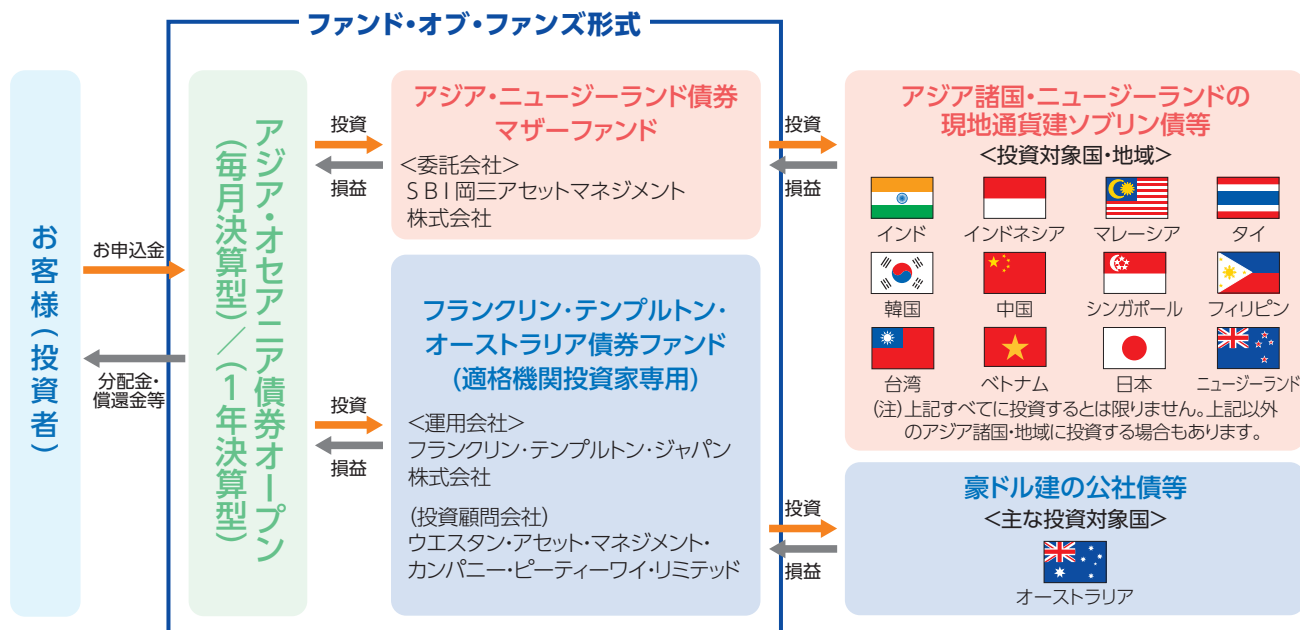
設定・運用は

## SBI 岡三アセットマネジメント

商号等: SBI岡三アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

# ファンドの特色

**1** 投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資します。



※「フランクリン・テンプレトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」の運用会社であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社は、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託しています。

※ファンドの取扱いは販売会社によって異なります。

※アジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)/(1年決算型)の各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

**2** 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。

**3** 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ファンドの分配方針

### 毎月決算型

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、分配方針に基づき収益分配を行います。

### 1年決算型

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「収益分配金に関する留意事項」を必ずご覧ください。

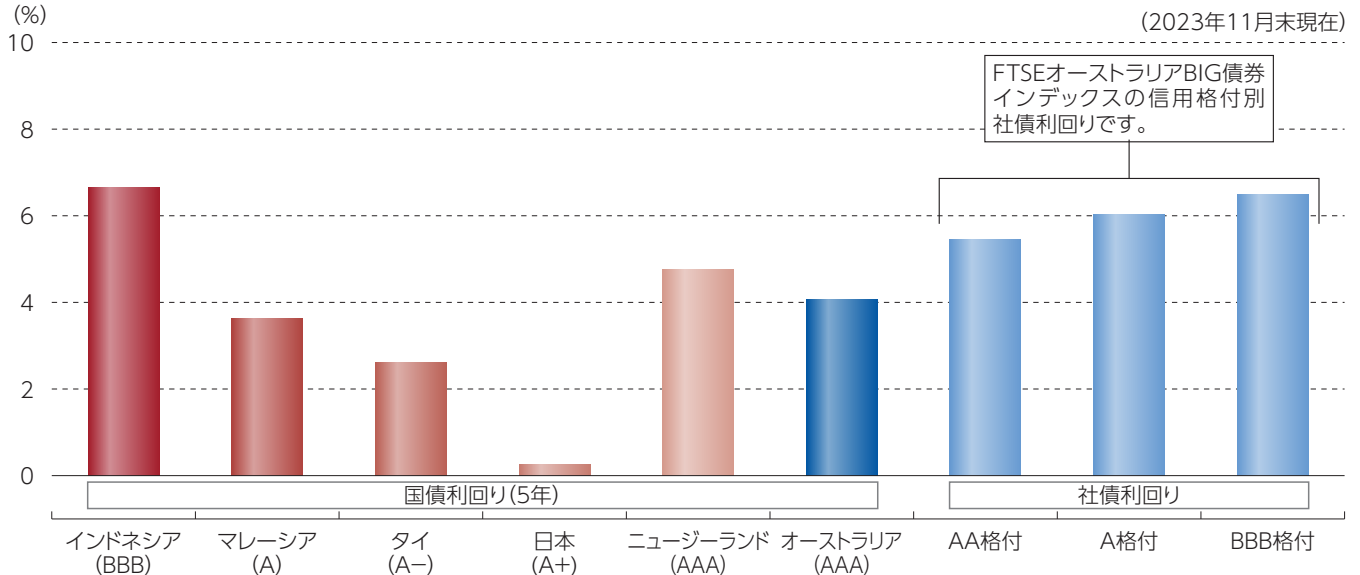
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 当ファンドの投資魅力

## アジア・オセアニア地域の魅力的な債券利回り

アジアとオセアニア地域の相対的に高い利回りと信用力が魅力です。

### 主な投資対象国の債券利回りと信用格付



※上記は当ファンドの組入債券全てを表すものではありません。

※各国国債の格付は、自国通貨建て長期債格付です。主要な信用格付業者等の信用格付を記載しています。

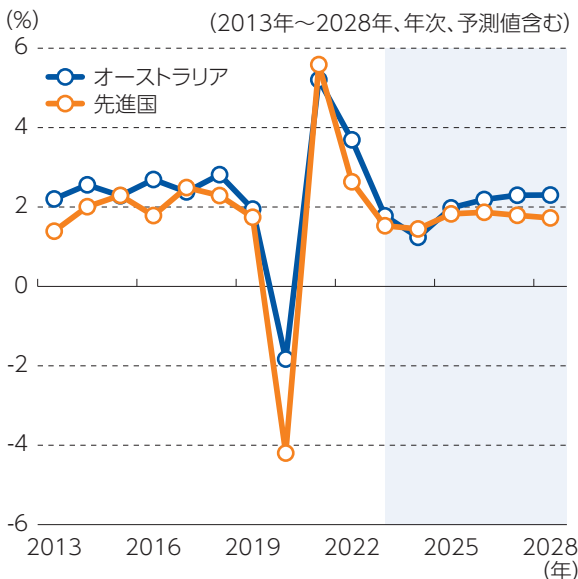
(出所)FTSE Fixed Income LLC、Bloombergのデータを基にSBI岡三アセットマネジメント作成

## 堅固かつ安定的なオーストラリア経済

主な投資対象国であるオーストラリアは、コロナショックを経て成長軌道を維持し、2025年以降は先進国の中でも安定した経済成長が見込まれています。

また、拡大している債券市場は高い流動性を提供しています。

### オーストラリアと先進国の実質GDP成長率の比較

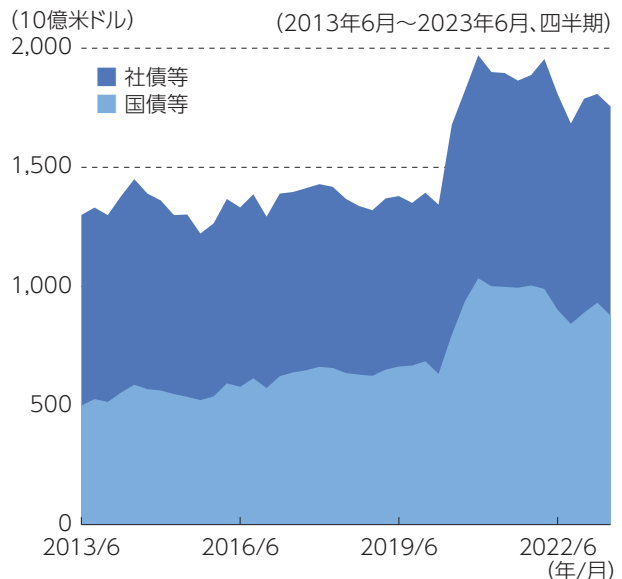


※網掛け部分(2023年以降)は予測値

(出所)IMF(国際通貨基金)

[World Economic Outlook Database, October 2023]

### オーストラリア債券市場の発行残高



(出所)BIS(国際決済銀行)

# 収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。(図1)  
分配金が支払されると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

## ファンドで分配金が支払われるイメージ

(図1)

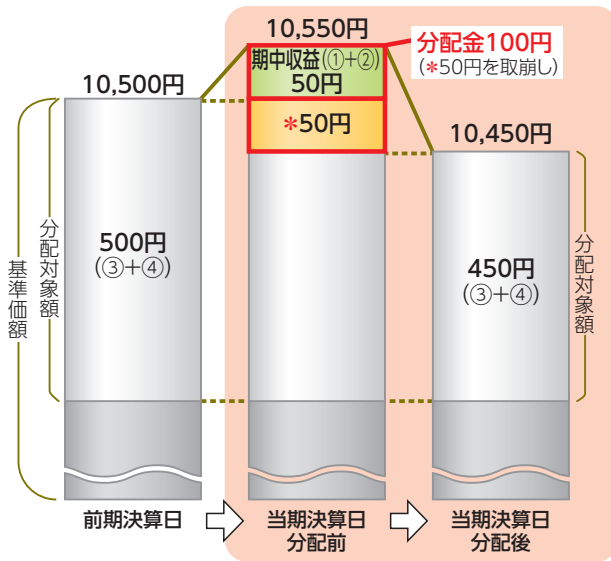


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。(図2、図3)  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

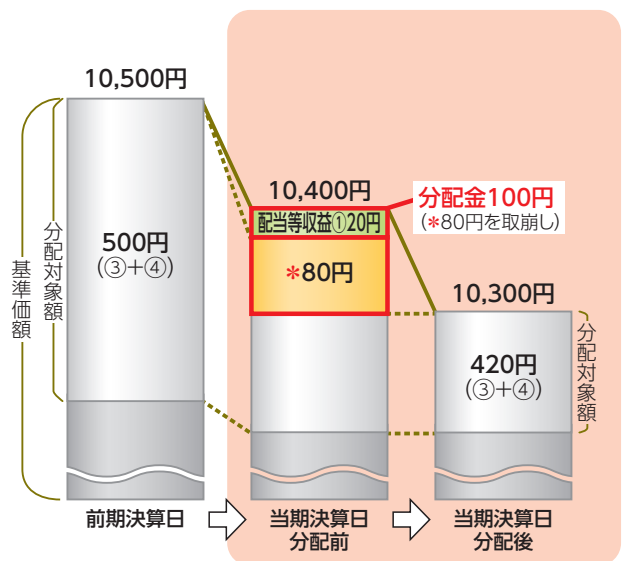
(図2)

### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



(図3)

### 前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

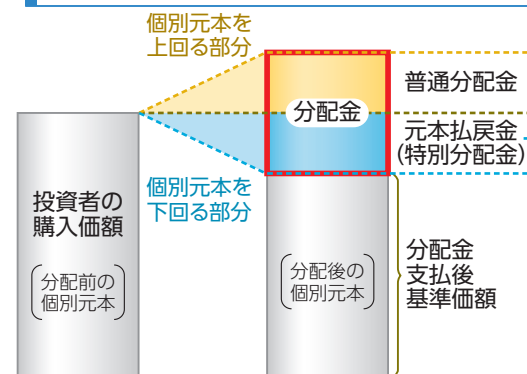
収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部(図4)または全部(図5)が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

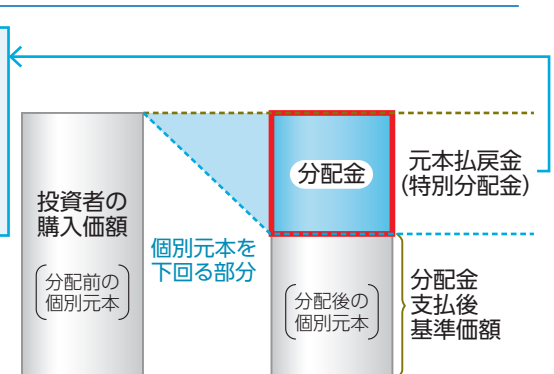
(図4)

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



(図5)

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等<ファンドの費用・税金>」をご参照ください。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様様に帰属します。

ファンドは、アジア・オセアニア地域の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

## ■ 主な変動要因

金利変動リスク	金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。
信用リスク	有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

## ■ その他の変動要因

### 流動性リスク、組入債券の期限前償還のリスク

※「基準価額の変動要因」は、上記のリスクに限定されるものではありません。

## 留意事項

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込みの受付を取消することがあります。

## フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社、投資顧問会社について

フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社である「フランクリン・templton・ジャパン株式会社」および運用指図に関する権限の委託を受けて実際の運用を担当する「ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティワイ・リミテッド」は、フランクリン・templton・グループの資産運用会社です。

### FTSEオーストラリアBIG債券インデックスについて

アジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)/(1年決算型)(以下、「当ファンド」といいます。)の開発は、SBI岡三アセットマネジメント株式会社のみにより行われています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ会社(以下、総称して「LSEグループ」といいます。)は、いかなる形においても、当ファンドとの関係を有さず、またスポンサー、保証、販売もしくは販売促進を行うものではありません。FTSE Russellは、特定のLSEグループ会社の取引名です。FTSEオーストラリアBIG債券インデックス(以下、「本指数」といいます。)にかかるすべての権利は、指数を保有する該当LSEグループ会社に帰属します。「FTSE®」は、該当するLSEグループ会社の商標であり、ライセンス契約に基づき、他のあらゆるLSEグループ会社が使用します。本指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income, LLCまたはその関連会社、代理人もしくはパートナーによって、またはこれらからの委託を受けて算出されています。LSEグループは、(a)本指数の使用、本指数への依拠もしくは本指数の誤り、または(b)当ファンドへの投資もしくはその運用から生じる、いかなるものに対する責任も負うものではありません。LSEグループは、当ファンドから得られる結果、またはSBI岡三アセットマネジメント株式会社による提供の目的に対する本指数の適切性のいづれについても、主張、予想、保証、表明を行わないものとします。

## お申込みメモ

購入時	購入単位 販売会社が定める単位 ◆詳しくは販売会社にご確認ください。
	購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金時	換金単位 販売会社が定める単位 ◆詳しくは販売会社にご確認ください。
	換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
その他	購入・換金申込不可日 以下に該当する日は、購入・換金申込みの受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日 ・シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日
	信託期間 <毎月決算型> 原則として無期限(2009年12月17日設定) <1年決算型> 原則として無期限(2013年11月6日設定) ◆各ファンド受益権口数が5億口を下回るようになった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日 <毎月決算型> 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) <1年決算型> 毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配 <毎月決算型> 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 <1年決算型> 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
	課税関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 <毎月決算型> NISAの対象ではありません。 <1年決算型> NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## お客様にご負担いただく費用

### お客様が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料 <b>購入金額(購入価額×購入口数)×上限3.3%(税抜3.0%)</b> ◆詳しくは販売会社にご確認ください。 ◇ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
換金時	換金手数料 ありません。
	信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.1%

### お客様が信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	運用管理費用(信託報酬) <b>純資産総額×年率1.144%(税抜1.04%)</b> 委託会社 年率0.40%(税抜) ◇委託した資金の運用の対価です。 販売会社 年率0.60%(税抜) ◇運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 受託会社 年率0.04%(税抜) ◇運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担 <b>純資産総額×年率1.65%(税抜1.5%)(上限)</b> 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。 なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
	その他費用・手数料 監査費用：純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を投資信託財産でご負担いただきます。 また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用を間接的にご負担いただきます。 (監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)
	○お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
	○詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご参照ください。

## 委託会社およびその他の関係法人

委託会社 [投資信託財産の設定、運用の指図等]

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受託会社 [投資信託財産の保管・管理等]

三井住友信託銀行株式会社

販売会社 [購入・換金の取扱い等]

販売会社の詳細につきましては、下記の委託会社フリーダイヤルまでお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

委託会社  
お問い合わせ先



フリーダイヤル  
**0120-048-214**  
(営業日の9:00~17:00)



ホームページ  
<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■本資料は、SBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。本資料中の図表等は、各出所先(ホームページを含む)のデータを基にSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものです。記載内容、数値、図表等は、本資料作成日時点のものであり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みに当たっては、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「契約締結前交付書面」又は「目論見書補完書面」を十分にお読みいただき、投資判断は、お客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

作成：SBI岡三アセットマネジメント株式会社